

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部長
(公 印 省 略)

鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金交付要綱の制定について

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記補助金について、別添のとおり交付要綱を制定し、交付申請の受付を開始しましたので通知します。本補助金の趣旨を御理解の上、経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援を積極的に御検討いただくようお願いします。

記

1 補助金名 鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金

2 補助対象事業者

鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所を運営するもの。

3 補助対象経費

経験年数の長いホームヘルパーが一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費。

4 補助金額

上記3の実支出額と次の補助基準額とを比較し少ない方の額。ただし、1事業所あたり経験年数の短いホームヘルパー1人につき30回までを上限とする。

- (1) 30分未満の同行支援1回につき 3,500円
- (2) 30分以上の同行支援1回につき 5,000円

5 申請方法

法人ごとに事業所分を取りまとめの上、メールにて次の書類を担当に御提出ください。

- (1) 交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-1号）
- (3) 所要額内訳書（様式第1-2号）
- (4) 収支予算書（様式第2号）

6 申請書提出期限 令和7年9月30日（火）

(担当) ささえあい福祉局長寿社会課
介護保険・施設担当 福田
電 話: 0857(26)7175
電子メール: fukudayuu@pref.tottori.lg.jp